

医 政 第 873 号  
令和5年9月1日

各医療法人 理事長 様

岩手県保健福祉部医療政策室長

「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱いについて

本県の医療行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、医療法の改正により、令和5年8月1日から、原則全ての医療法人がこれまでの事業報告書等とともに、開設する病院又は診療所ごと※の経営情報を管轄保健所に報告することになりましたので、お知らせします。

なお、報告にあたっては、事業報告書等に添付していただくようお願いいたします。

また、新規にG-MISを利用した報告を希望する場合は、別添医療法人リストに記入のうえ、下記宛先までメール又は郵送で返送ください。

詳細につきましては、別添通知を御参照願います。

※ 病院及び診療所以外の介護老人保健施設等は対象外になるもの。

※ 報告の際必要になる医療法人整理番号を別添によりお送りします。

担当：医務担当 須藤

TEL：019-629-5406（内線：5428）

宛先：〒020-8570 盛岡市内丸10番1号

E-mail：toshifumi-sudou@pref.iwate.jp